

令和8年度

放課後児童クラブ利用料免除事業のご案内

ご確認
ください



鳴門市では、次の条件に当てはまる児童が児童クラブを利用する場合、おやつ代や行事参加代などの実費を除く利用料(4,000円)を免除(無料化)する「放課後児童クラブ利用料免除事業」を実施しています。

免除を受けるためには、『放課後児童クラブ利用料免除申請書』の提出が必要です。

申請書は各児童クラブと市子育て支援課(市役所1階14番窓口)で配布しているほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

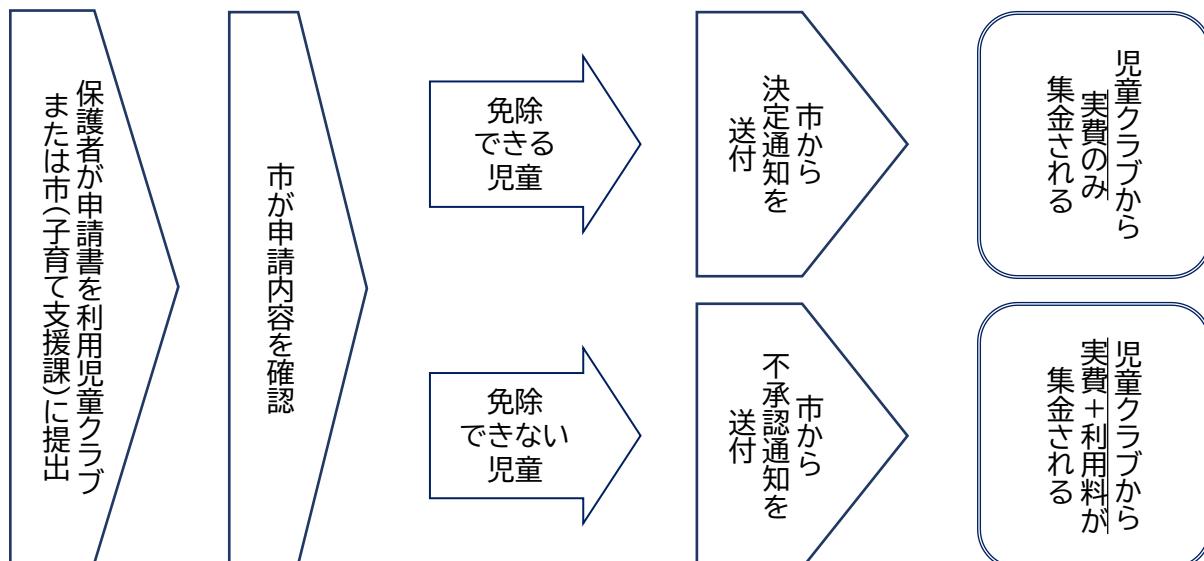
条件

第1子から免除	*生活保護世帯の子 *市民税非課税のひとり親世帯又は在宅障がい者(児)がいる世帯の子
第2子から免除	*市民税非課税世帯の第2子以降 *市民税所得割課税額 77,101円未満(年収360万円未満相当)のひとり親世帯又は在宅障がい者(児)がいる世帯の第2子以降
第3子から免除	*市民税所得割課税額 169,000円未満(年収640万円未満相当)の世帯の第3子以降

※申請書の提出がない場合、対象児童であっても利用料の免除は行いません。

※世帯の市民税は原則として、父母の合算額を確認します。(保育所等の保育料算定根拠と同じ)

免除の流れ



留意事項

★申請書の提出は免除を受ける年度ごとに必要です。年度ごとに審査を要しますので、前年度に引き続き免除を希望される方は、あらためて申請してください。

★市民税額の確認時期は毎年4月1日です。

(令和8年度は令和7年度課税額を確認します。令和7年1月1日に鳴門市に住民票がない父母のいる世帯は、所得課税証明書等の提出をお願いします)

★年度途中で世帯状況が変更され、本事業の対象に当てはまるようになった場合は、その日の翌月からの利用料が免除されます。

★利用料免除の決定を受けた児童であっても、年度途中等で本事業の対象に当てはまらなくなった場合は、その日の翌月(市民税変更の場合は年度当初)から免除が解除されます。

★申請は随時受付をしていますが、受付が3月1日を超えた場合、その年度の免除はできませんのでご注意ください。